

第4部 風水害等災害予防計画

第1章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備

「第2部 第1章 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」と同様とします。

第2節 治水対策

1 安全性に配慮した行政指導

町は、県と協力し、土地造成を伴う各種の開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制、盛土の抑制など、事業対象地の特性を考慮した対策を実施するよう事業者を指導します。

2 浸水想定区域における対策

(1) 町は、浸水想定区域の指定があったとき又は浸水により相当な被害が生じるおそれがあるときは、町の洪水ハザードマップで、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

(2) 町は、地域防災計画に定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知するよう努めます。

3 地下施設等における被害軽減対策

(1) 地下施設管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土のうなどの水防資機材の備蓄、出入り口のステップアップの設置、止水板の設置、防水扉の設置などの対策に努めます。

(2) 地下施設管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定し、従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図ります。

4 地下等における浸水の危険性の周知、啓発

町及び地下施設管理者は、日ごろから洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努めます。

第3節 河川改修

1 改修の整備目標雨量

町管理河川については、被害をできるだけ軽減するための目標として、1時間当たり概ね50mmの降雨に対応できる整備を目標とします。

2 主要河川の改修

県管理の河川については、町は、河川管理者へ災害発生の危険度の高い箇所を整備を優先するよう要望します。

第4節 下水道整備（雨水）

町は、雨水による浸水被害が予想される地域において、排水施設の整備、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を進めます。

第5節 水害予防施設の維持補修

町は、広域農道、漁港、海岸、林道の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。

第6節 土砂災害対策

「第2部 第1章 第4節 土砂災害対策」と同様とします。

第7節 建築物の安全確保

町は、県と協力し、地下室の安全対策、落下物防止や浸水防止の普及、啓発を行うとともに、建築物の所有（管理）者に対して指導助言に努めます。

また、町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に十分配慮します。

第 8 節 地盤沈下の防止

町は、地盤沈下の把握のために県と協力して、地盤の変動量、地下水位等の観測を行います。

第 9 節 ライフラインの安全対策

上下水道施設については、「第 2 部 第 1 章 第 5 節 1 上下水道施設」と同様とします。

